相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区丸山二丁目五番、最後の住所東京都中野区丸山二丁目五番二〇―七〇一号　被相続人　亡　灰野　義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

事務所東京都千代田区丸の内三―一―一国際ビル八三九区中外合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北八条西一丁目一番地、最後の住所東京都多摩市貝取一丁目五三番地の七コーポ多摩センター五〇二　被相続人　亡　安田　耕造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北三丁目二九八番地、最後の住所石川県金沢市芳斉二丁目四番四号　被相続人　亡　滝口　和実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング一二〇四区　相続財産管理人　山本　昌平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽四丁目七番、最後の住所東京都江東区東陽四丁目七番一〇号東陽町ハイホーム一〇〇八号　被相続人　亡　梅津香代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市桜町二丁目四番、最後の住所東京都小金井市桜町二丁目四番一一―三〇一号都営アパート　被相続人　亡　清水久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

富山市西田地方町二―一二―一　澤田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　廣野　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪九四〇九番地一、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪九四八七番地　被相続人　亡　角田　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

事務所長野県伊那市山寺二五一番地　相続財産管理人　司法書士　熊谷　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市田尻二七八七番地一、最後の住所静岡県焼津市大島六四九番地特別養護老人ホーム福聚荘　被相続人　亡　村越タカ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

静岡市葵区伝馬町九番地の一　原科ビル二Ａ号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市的形町的形一六六七番地、最後の住所大阪市北区国分寺一丁目一番一五―七〇四号　被相続人　亡　髙岡洋太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階　相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市柳本町五二番地一〇、最後の住所兵庫県西宮市大社町一番一―三〇三号　被相続人　亡　大草　真人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル四階亀若法律事務所　相続財産管理人　弁護士　亀若　浩幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市津門川町四三番地、最後の住所兵庫県尼崎市小中島一丁目一番一八号（園田苑）　被相続人　亡　松本　明雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル四階亀若法律事務所　相続財産管理人　弁護士　亀若　浩幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町樫野七八二番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町樫野七五三番地一　被相続人　亡　池本　清喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

和歌山県東牟婁郡串本町串本四〇番地の六九　相続財産管理人　司法書士　平田　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区細堀町二五番地、最後の住所岡山市南区北浦八二二番地二　岡山ひだまりの里病院　被相続人　亡　川口　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

主たる事務所　岡山市北区春日町五番六号　相続財産管理人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所

第57期決算公告

平成28年4月27日　千葉県千葉市緑区辺田町567番地

株式会社袖ヶ浦カンツリー倶楽部

代表取締役社長　安西　孝之

貸借対照表の要旨

（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,341,876	流動負債	527,264
固定資産	4,962,012	固定負債	4,982,363
有形固定資産	4,732,838	負債合計	5,509,627
無形固定資産	226,456	株主資本	794,261
投資その他の資産	2,718	資本金	120,000
		利益剰余金	674,261
		その他利益剰余金	674,261
		（うち当期純利益）	(84,803)
		純資産合計	794,261
資産合計	6,303,888	負債・純資産合計	6,303,888